三　予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）附則第十一条
四　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第四条及び第三十五条
五　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）附則第八条（見出しを含む。）
六　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）附則第二項（見出しを含む。）
七　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の六第十四項第五号、第二十七条の七第十二項第五号及び第三十九条の四十二第十四項第五号
八　社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）第一条
九　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）附則第二項（見出しを含む。）
十　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）附則第二項（見出しを含む。）
十一　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）附則第七条第二項
十二　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）附則第九条
（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第三条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の見出し中「平成二十二年度」を「平成二十二年度等」に改め、同条中「平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十三年九月三十日まで」に、「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

（日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正）

第四条　日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第三百十号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の二中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行令」に改める。

総務大臣　片山　善博
法務大臣　江田　五月
財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直人**

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第九十三号

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十四号）の施行に伴い、及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成二十二年政令第七十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令

第一条中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に、「平成二十二年度において」を「平成二十三年度において」に、「二千九百八十九円」を「千四百八十七円」に、「二月まで」を「九月まで」に、「十一で」を「六で」に改める。

第二条ただし書中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改める。

附　則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直人**

平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用する児童手当法に基づき一般事業主から徴収する平成二十三年四月から九月までの月分の拠出金に係る拠出金率を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第九十四号

平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用する児童手当法に基づき一般事業主から徴収する平成二十三年四月から九月までの月分の拠出金に係る拠出金率を定める政令

内閣は、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用する児童手当法第二十一条第一項の平成二十三年四月から九月までの月分の拠出金に係る拠出金率は、千分の一・三とする。

附　則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直人**